

# 飲食店等に対し 営業時間の短縮を要請します！

## 要請内容

以下の区域内で①午後9時を超えて営業している飲食店等※に対し、営業時間を午後9時まで（酒類提供可）に短縮、②午後8時を超えて営業している飲食店等※に対し、営業時間を午後8時まで（終日の酒類提供停止）に短縮するよう要請を行います。

なお、今回は店舗におけるカラオケ設備の利用自粛要請は行っておりません。

また、午後9時を超えて営業している飲食店等※においては、①、②いずれかを選択できます。この選択については、すべての要請期間内で統一してください。

※熊本県感染防止対策認証店に限る

### 対象区域

熊本県内全域

### 要請期間

令和4年1月21日（金）～令和4年2月13日（日）

### 対象施設

認証店① 午後9時を超えて営業している飲食店等  
認証店② 午後8時を超えて営業している飲食店等

### 交付額等

※1店舗、1日当たりの支給額となります。

#### ＜中小企業等（売上高方式）＞

※売上高減少方式の算定方法を選択することも可能です。  
※要請内容に応じて給付額が異なりますのでご注意ください。

**認証店は次の①、②のいずれかを選択できます。**

※通常営業が午後9時までの場合は、②のほか通常営業を継続することも可能。（ただし、協力金支給対象外）

#### ①午後9時までの時短（酒類提供可）

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円超 (年間：約1億円～)	7万5,000円

#### ②午後8時までの時短（終日の酒類提供停止）

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
7万5,000円以下 (年間：～約3,000万円)	3万円
7万5,001円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割
25万円超 (年間：約1億円～)	10万円

#### ※1日あたりの売上高の計算方法

前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同じ月の売上高 ÷ 当該月の日数

#### ※中小企業とは

飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

#### ＜大企業（売上高減少方式）＞

##### [1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額 認証店①の場合：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割のいずれか低い額  
認証店②の場合：20万円

##### 〔※1日あたりの売上高減少額の計算方法〕

〔前年度又は前々年度の時短要請期間と同じ期間の飲食部門の売上高 - 今年度の同期間の売上高〕 ÷当該期間の日数〕

## 留意事項

- ・交付の対象となるのは、**営業時間の短縮に全面的に協力いただいた方**です。
- ・遅くとも1月24日（月）までに時短要請にご協力いただけなかつた方や通常の営業時間が午後8時までの方、既に廃業、休業（時短要請に基づくものを除く。）又は倒産している方、対象区域外で営業している方などは協力金の交付対象外です。

## 相談窓口

**熊本県 時短要請協力金 相談窓口  
096-333-2828**

受付時間 午前9時～午後5時（平日のみ）  
※1月22日（土）、23日（日）は窓口開設

## 申請方法

受付期間（予定）：令和4年2月14日（月）以降

**※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する場合があります。**

申請方法：①電子申請

**受付開始に合わせて県ホームページ等でお知らせします。**

②郵送による申請

申請書類を次の宛先に郵送してください。

〒862-8570 熊本県商工政策課 時短要請協力金係（※住所記載不要）

スムーズな協力金の支払いのため、できる限り①により電子申請をお願いします。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、持参による受付は行いません。

## 協力金の不正受給は犯罪です！

本協力金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、申請者に対し交付済の協力金の全額返還を求めます。**あわせて、交付した協力金と同額の違約金の支払いを請求する場合があります。**

県では、県民からの通報等を受け、実際に街の見回りをしています。**交付要件を満たさない事実が発覚した場合は、申請者の申請を受け付けません。**また、以下のようない**虚偽申請は絶対に行わないようご注意ください。**

- ・営業時間の短縮を告知しているポスターを店頭に掲載しながら、実際には午後9時（認証店①の場合）・午後8時（認証店②の場合）を超えて客を滞在させて営業を行っている。
- ・以前から廃業・休業しているにもかかわらず、営業実態があるように見せかける。
- ・対象となる飲食店等を運営する事業者（事業主）でないにもかかわらず、対象事業者を装い申請する 等

**時短要請に伴う協力金の申請を予定されている方は、店頭に「時間短縮営業等のお知らせ（様式3-1）」又は「休業のお知らせ（様式3-2）」を店頭に掲示し、営業時間の短縮が確認できるよう、『写真での保存』をお願いいたします。**

**（様式3-1、3-2は県ホームページに掲載されています。）**

**また、営業許可証の許可期限が切れていないか、今一度ご確認ください。**